

出水時における事務所長から市町村長への緊急連絡体制について

事 務 連 絡
管 - 0 6 - 2 1
平成 1 8 年 8 月 1 8 日

各開発建設部

維持管理課長（石狩川） 殿
工務課長（函館・小樽） 殿
治水課長（旭川・室蘭・釧路
帯広・網走・留萌） 殿

河川管理課 河川情報管理官

出水時における事務所長等から市町村長への緊急連絡体制について

このことについて、近年の全国的な出水時において、避難行動の遅れによる住民被害が増えています。一方、今年7月の豪雨による出水時においては、河川管理者から自治体首長へのホットラインを活用することで、より迅速な避難行動の支援が行われた事例もあります。

これらのことを踏まえ、各開発建設部においては、市町村長と事務所長等にホットラインを開設し、出水時における緊急連絡体制の配備、及び迅速な住民避難行動が行われるよう支援の充実をお願いいたします。

※ホットラインとは、出水時における「危険水位超過」、「越水」、「破堤」等の緊急時に事務所長等から市町村に対し、速やかに河川の現在の状況を説明するとともに、市町村からの緊急時の問い合わせ窓口を設置することで、市町村長が行う避難勧告等が迅速に行われるよう支援するためのものである。（緊急時の専用回線を新たに設置することを意味するものではない。）

また、市町村が緊急時の連絡を受け、迅速な対応が図られるために、ホットラインの窓口、及び活用事例は、事前に市町村と事務所等の間で相互に確認していただきたい。

（発議 河川管理課河川情報係）